

平成 28 年度第 3 四半期労災診療費立替払日等について

契約医療機関各位

平成 28 年度第 3 四半期における労災診療被災労働者援護事業における立替払日等が確定しましたのでお知らせします。

年 月	労災診療費請求書の 労働局提出締切日	立替払日
平成 28 年 10 月	11 日 (火)	25 日 (火)
平成 28 年 11 月	10 日 (木)	25 日 (金)
平成 28 年 12 月	12 日 (月)	26 日 (月)

※ 「労災診療費請求書の労働局提出締切日」は、都道府県労働局に労災診療費請求書を提出する際の締切日です。